

第98号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設
定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成29年12月11日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第18条 (略) 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に 100分の100 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に 100分の47.5 を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第18条 (略) 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に 100分の90 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に 100分の42.5 を乗じて得た額の総額</p>

3・4 (略)	3・4 (略)
附 則	附 則
1～4 (略)	1～4 (略)
	<u>5 平成28年12月期の勤勉手当に限り、第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とし、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは、「100分の45」とする。</u>
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)

第2条 八王子市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八王子市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

3 この条例による改正前の八王子市職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成29年12月期の勤勉手当は、新条例の規定による平成29年12月期の勤勉手当の内払とみなす。